

京都市告示第497号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月6日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科大宅経10号線	山科区大宅山田23番地地先から 同町21番地の1地先まで	告示の日
山科大宅経13号線	山科区大宅山田74番地地先から 同町65番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)